

2020年3月30日
日 本 銀 行

新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた当座預金取引
における選定基準等の要件にかかる確認について

日本銀行は、当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準、金融調節取引の対象先に関する選定基準、補完貸付制度の貸付先に関する承認基準等において、法令上、資本バッファ規制や流動性カバレッジ比率（LCR）規制の適用を受ける金融機関等については、これらの規制の充足を要件として定めています。

ただし、法令により定められた水準を満たさない場合であっても、着実に改善すると本行が認めるときは、これを許容する扱いとしています。今般の新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、事業者の資金繰り支援等が必要になることを受け、こうした扱いであることを改めて確認します。

以 上